

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 第 705 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(総務福利課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 に 対 す る 被 服 類 貸 与 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(総務福利課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の へ き 地 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(教職員課取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 総 合 体 育 セ ン タ ー の 組 織 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(保健体育課取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 立 青 少 年 研 修 セ ン タ ー 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (社会教育課取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 立 図 書 館 の 組 織 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(社会教育課取扱い) 3

教 育 委 員 会 告 示

- 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 各 給 料 表 の 適 用 範 囲 等 の 一 部
改 正 (※) (総務福利課取扱い) 3

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 9 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号)
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 9 条 中 第 19 号 を 削 り , 第 20 号 を 第 19 号 と し , 第 21 号 から 第 24 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 上 げ る。

第 21 条 第 1 項 中 第 13 号 を 削 り , 第 14 号 を 第 13 号 と し , 第 15 号 から 第 21 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り
上 げ る。

第 41 条 を 次 の よ う に 改 め る。

第 41 条 削 除

第 42 条 中 「 と し , 前 条 に 規 定 す る 職 は , そ の 他 の 職 員 の 職 」 を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 に 対 す る 被 服 類 貸 与 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す
る。

令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 10 号

鹿児島県教育委員会関係職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会関係職員に対する被服類貸与規則（平成13年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項から12の項までを削り、13の項を9の項とし、14の項を削り、15の項を10の項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「兼久小学校 西阿木名小学校 西阿木名小学校三京分校 天城中学校 北中学校 西阿木名中学校 天城町立学校給食センター」	を	「兼久小学校 天城中学校 北中学校 にしあぎな学園 にしあぎな学園三京分校 天城町立学校給食センター」	に改める。
-------	---	---	--	-------

別表第2中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">鹿児島市</td> <td>黒神小学校 黒神中学校</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>祁答院小学校 祁答院中学校</td> </tr> </table>	鹿児島市	黒神小学校 黒神中学校	薩摩川内市	祁答院小学校 祁答院中学校	を
鹿児島市	黒神小学校 黒神中学校					
薩摩川内市	祁答院小学校 祁答院中学校					
「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">薩摩川内市</td> <td>祁答院小学校 祁答院中学校</td> </tr> </table>	薩摩川内市	祁答院小学校 祁答院中学校	に改める。		
薩摩川内市	祁答院小学校 祁答院中学校					

別表第3中 「高免小学校 錫山小学校」を「錫山小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第12号

鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則（昭和49年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、「とし、前項に規定する職は、その他の職員の職」を削り、同項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 13 号

鹿 児 島 県 立 青 少 年 研 修 セ ン タ ー 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 青 少 年 研 修 セ ン タ ー 規 則 (昭 和 45 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 10 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 4 条 第 3 項 を 削 り , 同 条 第 4 項 中 「 第 1 項 及 び 第 2 項 」 を 「 前 2 項 」 に 改 め , 「 並 び に 第 3 項 の 看 護 技 師 の 職 」 及 び 「 と し , 第 3 項 の 運 転 技 師 か ら 庁 務 員 ま で の 職 は , そ の 他 の 職 員 の 職 」 を 削 り , 同 項 を 同 条 第 3 項 と す る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

鹿 児 島 県 立 図 書 館 の 組 織 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 14 号

鹿 児 島 県 立 図 書 館 の 組 織 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 図 書 館 の 組 織 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 規 則 (昭 和 51 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 5 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 5 条 第 4 項 の 表 を 次 の よ う に 改 め る。

職	職 務
司書	上司の命を受け、専門的事務に従事する。

第 5 条 第 5 項 を 次 の よ う に 改 め る。

5 前 各 項 に 規 定 す る 職 は , 事 務 職 員 又 は 技 術 職 員 の 職 と す る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

教 育 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 5 号

令 和 2 年 3 月 31 日 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 2 号 (会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 各 給 料 表 の 適 用 範 囲 等) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

1 の ア の 表 教 育 委 員 会 の 部 S S H コ ー デ ィ ネ ー タ ー の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

日 本 語 指 導 支 援 専 門 員	2 級	21 号 給
N - E . X . T . ハ イ ス ク ー ル コ ー デ ィ ネ ー タ ー	2 級	21 号 給